

ナンバーワン

社労士

ハイレベルテキスト②

労働安全衛生法

上級アイテム

TAC社会保険労務士講座◆編

合格の先を目指す人のための科目別テキスト!

TACのハイレベルテキストは条文ベースだから
本試験問題がスラスラ読めるようになる!

- ☑ 本試験で確実に得点する力を養成!
- ☑ 膨大な試験範囲がスッキリ体系的に学べる!

最新の**法改正**に完全対応!!

さらに 刊行後の法改正にもWebで迅速対応!

くわしくは
カバー横へ



赤シートつき!!



TAC出版



はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向には、以下のような特徴が見受けられます。

【選択式】

「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞りこまないで正解を選べない高度な問題」まで、出題内容が多岐にわたっており、記憶のみに頼る勉強方法では、足切基準点（3点）を得点できるかどうかが確実ではない。

【択一式】

いわゆる「組合せ問題」が定着し、加えて平成26年度本試験では、これまで社労士試験では出題されることがない「正解の個数問題」が労働科目で出題された。これらの出題形式は、正しい（誤っている）肢だけを見つける「従来型の択一式の問題」より解答への行程数が多いため負荷が高く、特に「正解の個数問題」は、すべての肢を判断してからでないと正解にたどり着けないため、「従来型の択一式の問題」は言うに及ばず、「組合せ問題」よりも難易度が高い。また、ここにきて事例問題も定着してきた感がある。これらのことを考えると、択一式においても、単なる記憶のみに頼る勉強方法では、試験問題に対応しきれないので、しっかりと演習を積んで解き慣れていく必要がある。

今回の改訂では、内容の充実を図るだけでなく、これまで参考や補足事項としてきた受験知識の骨格ではないが正誤の判断材料として知っておいてよい事項やその他の周辺知識を、巻末に設けた資料編へ移動し、項目の再構築を行いました。これにより、昨年版と比べてより使いやすくなりました。「常に、選択式および択一式対策を高水準で完結することができ、出題傾向に変化があっても確実に社会保険労務士試験に合格するためのツール」であることを基本理念としている本書の理想に、また一歩近づいたと自負しています。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

平成26年9月吉日
TAC社会保険労務士講座

本書の構成と活用法

「ハイレベルテキスト」は、科目別テキストです。全11冊で構成されています。ラインナップは下記のとおりです。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 労働基準法 | 2 労働安全衛生法 |
| 3 労災保険法 | 4 雇用保険法 |
| 5 労働保険料徴収法 | 6 労働に関する一般常識 |
| 7 健康保険法 | 8 国民年金法 |
| 9 厚生年金保険法 | 10 社会保険に関する一般常識 |
- 別冊 直前対策（一般常識・統計/白書/労務管理）

▶効果的な活用法

本書は単に通読するだけでなく、例えば本試験問題等を傍らに置き、常に本書の内容と本試験問題等の内容を引き合わせながら活用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
 - ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
 - ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適切とされるのか？
- を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「偶然でも合格できればいい」といった受動的な学習スタイルではなく、「**確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する**」という能動的な学習スタイルを身につけてください。

new

▶資料編について

社労士試験は出題範囲が広いので、どうしても細かい内容が気になりがちです。絶対に合格したいという気持ちが強ければ強いほど、より深く掘り下げた学習をしようとしてしまい、基本を疎かにしてしまいがちです。これでは、基本事項からも多く出題される社労士試験の合格レベルに達することはできません。

試験に合格するためには、細かい論点の学習も重要ですが、まず基本事項を確実におさえ、それを使いこなせるようになることが最も重要となります。

このハイレベルテキストでは、日々の学習から基本事項を主軸においた、メリハリある学習ができるよう、発展的な内容は、巻末の資料編に「発展」として掲載しました。掲載内容は、過去の本試験で出題実績こそ少ないですが、今後の試験での出題可能性は充分にあるものとなります。よりハイレベルな実力をつけたいという方はぜひ活用してください。

▶本書の構成

<条文の掲載>

基本条文・通達などはボックスにすべて載せてあるので、テキスト以外で別途条文集を確認する必要はありません。過去に本試験選択式で出題されたところ、今後も出題が予想される箇所については、赤字になっており、付属の赤シートで隠しながら学習することも可能です。

なお、ボックスには、重要度の高い順番に、★印で3段階に表示しています。

1 目的 (法1条)

★★★

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための**危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること**を目的とする。【H24-選DE】

1. 沿革 必修

労働安全衛生法は、従来の労働基準法第5章（安全及び衛生）を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章（労働災害防止計画）および第4章（労働災害の防止に関する特別規制）を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立した（昭和47年6月に成立し、一部を除き同年10月から施行）。

（発展1.参照）

必修

必ず目を通してほしい点です。時間のないときは、最低限ここだけ確認！など、学習の指針になります。

<わかりやすい解説>

ボックス下の本文では、条文に関する補足解説などをまとめています。順番に読み進めるとよいでしょう。

巻末の資料編に記載があるもののリンクです。

参考 判例

本試験でパーフェクトを狙うために必要な関連事項をまとめています。ここをしっかりと読み込むことで、さまざまな問題に対応する力を養成することができます。

過去問

実際の過去問、演習問題を確認しながら学習できます。

2. 保存期間 必修

健康診断個人票の保存期間は、ジクロロベンジンなどの製造許可対象物質やベンゼン等（特別管理物質）の製造若しくは取扱いの業務又は放射線業務（一定の場合を除く）の場合は**30年間**、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務の場合は**40年間**であるが、それ以外はすべて**5年間**である。【H17-9E】

参考

（健康診断の結果の記録）

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第66条第1項から第4項まで及び第5項ただし書並びに前条の規定による健康診断（これまでに述べたすべての健康診断）の結果を記録しておかなければならない。【法66条の3】

過去問

Q：労働安全衛生法第66条の2の深夜業に従事する労働者から、同条の自ら受けた健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者は、当該健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。

A：法66条の2、法66条の3、則51条。設問の通り正しい。設問の自発的健康診断についても、健康診断個人票を作成し、保存する義務がある。

【解答：○ H17-10E】

Point

・全産業の安全衛生管理体制についてまとめると次のとおりである。

	選任義務のある業種・事業場等の要件			報告義務等	行政官庁による 勧告・命令等
	屋外的 産業	製造工業的 産業等	その他の 業種		
総括安全 衛生管理者	常時 100人 以上	常時 300人 以上	常時 1,000人 以上	14日 以内に 選任、選滞 なく 労働基 準監督署長 に報告	都道府県労働 局長 による 勧告 労働基準監督 署長 による 増員 又は解任命令
安全管理者	常時 50人 以上				
衛生管理者	常時 50人 以上			14日 以内に 選任、労働 者への 周知 ^{※1}	行政官庁による 勧告・命令等な し
産業医	常時 50人 以上				
安全衛生 推進者	常時 10人 以上 50人 未満		常時 10人 以 上 50人 未満	労働者への 周知 ^{※2}	
衛生推進者					
作業主任者	事業の規模にかかわらず、 一定の危険又は有害な作業				

※1 行政機関への報告義務なし
 ※2 **14日**以内の選任、行政機関への報告義務なし

・安全衛生管理体制の巡視義務についてまとめると次のとおりとなる。

H23-8A~E

安全管理者	巡視（頻度は規定されていない）
衛生管理者	少なくとも 毎週1回 巡視
産業医	少なくとも 毎月1回 巡視
統括安全衛生責任者 [※]	巡視
店社安全衛生管理者 [※]	少なくとも 毎月1回 巡視

※については第2節において学習する。

Point

得点力を強化するための注目点です。本試験でもよく問われている箇所なので、しっかりと確認しましょう。

<図表満載でわかりやすい誌面>
 類似事項は、わかりやすいように、極力図表にまとめて掲載しています。

▶ここが便利！学習の指針となる各種アイコン

重要な箇所が一目でわかるように、本文中に各種アイコンを用いました。

法改正マーク： ◀改正

本試験でとくに狙われやすい法改正点も、アイコンで一目瞭然です。
 平成26年4月12日から平成27年4月までで、現在判明している主要な改正点を掲載しています。

過去問ナンバー： H20-1A

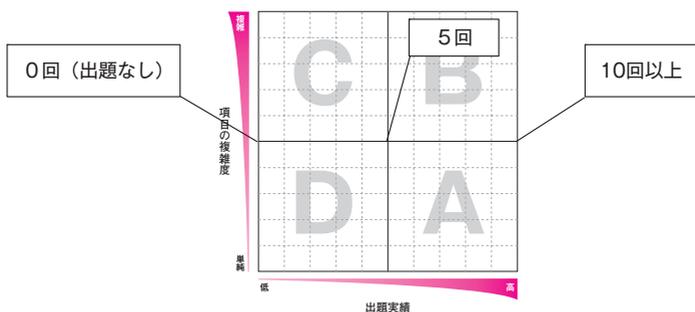
本文中に選択式・択一式の過去10年分の本試験出題実績を表示しています。
 択一式は、各問の出題肢（A～E、ア～オ）まで明記しています。過去問演習の効果が飛躍的に高まります。

マトリクスの活用法

各章の冒頭に、項目ごとの本試験出題実績と、項目ごとの複雑度から、学習するうえでの優先順位を判断するツールとしてマトリクスを掲載しています。ご自身の苦手分野を客観的に分析するツールとして活用してください。

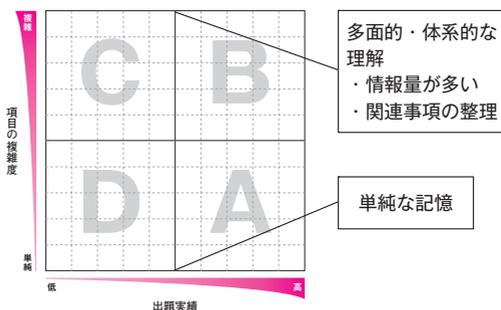
▶マトリクスの横軸

各項目の過去10年間の本試験における択一式（肢）・選択式（空欄）出題実績を示しています。



▶マトリクスの縦軸

項目をマスターするために必要な要素を示しています。



▶受験対策上の優先順位

AゾーンとBゾーンが最も優先順位が高くなっています。



▶マトリクスの各ゾーンの位置付け

Aゾーン) 本試験頻出ゾーン

合格するためには、必ず得点しなければならない領域です。次の本試験で合格を確実にしたい受験経験者であれば、当然にマスターする必要があります。

Aゾーンの項目を苦手としている場合、テキストの「ボックス」や **必修** で取り上げている内容を曖昧に記憶している可能性があります。まず、「きちんと基本事項を覚える」ことから対策を始めましょう。

C	B
D	A

Bゾーン) 本試験頻出ゾーン

マトリクスの縦軸の位置が上がるほど本試験の点数に差のつく領域です。

この領域から出題される内容の攻略が本試験の合否にもっとも影響するといえます。

Bゾーンの項目を苦手としている場合、テキスト記載事項を表面的に記憶している段階で学習が停滞している可能性があります。

C	B
D	A

学習するうえでキーワードとなる語句にはどのような「意味」「使い方」があるのか？といった点に着目し、『単なる記憶』から『ブレない知識』へと転換を図っていきましょう。

Cゾーン)

重要な内容（AゾーンやBゾーンと密接に関連しており記憶や体系の理解には不可欠な項目、改正直後または改正から2～3年しか経過していないために出題実績がまだ少ない項目）と、あまり重要ではない内容（複雑で労力がかかる割に他の項目とは関連のない内容）とが混在している領域です。Cゾーンの項目は過去10年の出題実績はあまり多くないので、**改正** が付いているかどうかといったように、その項目が相対的に重要な内容であるかどうかを判断したうえで対策を取っていきましょう。AゾーンやBゾーンの項目とバランスを取りながら学習を進めていくようにしてください。

C	B
D	A

Dゾーン)

Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンの対策を講じたうえで余裕があれば確認をしておくべき領域といえます。受験対策から見て、決してメインの内容ではありません。

また、内容面から見ても、単に記憶しておけばすむ事柄も多いので、スキマ時間を活用して、目を通しておくのも、総合点数の上積みをするうえで対策の一つとなるでしょう。

C	B
D	A

本試験の傾向

● 労働安全衛生法 ●

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。

▶ 過去の出題項目

項目	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
目的等	★☆	★	☆				☆	★		☆
労働災害防止計画										
大規模事業場の安全衛生管理体制	☆		☆	☆	★	☆	☆	☆	★	☆
小規模事業場又は危険有害作業における安全衛生管理体制				☆		☆	☆	☆		
委員会			☆	☆	☆					☆
大規模作業の安全衛生管理体制			★	☆		☆				
小規模作業の安全衛生管理体制							☆			
教育及び援助										☆
労働安全衛生マネジメントシステム										
事業者の講ずべき措置	☆									
事業者の行うべき調査等 (リスクアセスメント)			★							
元方事業者の講ずべき措置	☆	☆		☆		☆		☆		☆
注文者の講ずべき措置等		☆						☆		
特定機械等に関する規制									☆	
構造規格等の具備を要する機械等に関する規制						★				
定期自主検査										
危険・有害性が判明している物質に関する規制										
危険・有害性が不明である物質に関する規制										
就業制限等					☆	☆				
安全衛生教育	☆		☆		☆	☆				☆
作業環境測定							☆			
健康診断の種類等			☆							
一般健康診断	☆		☆							
特殊健康診断										

項目	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
その他の健康診断							☆			
記録の保存及び事後措置等	☆		☆						★	★
面接指導等		★	☆		☆		☆		☆	
健康管理手帳及びその他の措置				★			★			
安全衛生改善計画等		☆					☆			★
計画の届出等		☆							☆	
監督組織等		☆		☆			☆		☆	
雑則等		☆			☆			☆		☆

★選択式 ☆択一式

目次

はじめに / iii
本書の構成と活用法 / iv
マトリクス活用法 / vii
本試験の傾向 / ix

第1章 総則 / 1

1 目的等	2
1. 目的	2
2. 定義	2
3. 適用範囲	3
4. 事業者等及び労働者の責務	7
5. 共同企業体〔ジョイント・ベンチャー (JV)〕	8
2 労働災害防止計画	9
1. 労働災害防止計画の策定及び変更	9
2. 公表・勧告等	9

第2章 安全衛生管理体制 / 11

第1節 全産業の安全衛生管理体制 / 13

1 大規模事業場の安全衛生管理体制	14
1. 総括安全衛生管理者	14
2. 安全管理者	17
3. 衛生管理者	21
4. 産業医	24
2 小規模事業場又は危険有害作業における安全衛生管理体制	28
1. 安全衛生推進者・衛生推進者	28
2. 作業主任者	31
3 委員会	35
1. 安全委員会	35
2. 衛生委員会	37
3. 安全衛生委員会	40

4. 委員会の運営	41
-----------	----

第2節 建設業等における安全衛生管理体制等 / 43

1 大規模作業の安全衛生管理体制	44
1. 統括安全衛生責任者	45
2. 元方安全衛生管理者	47
3. 安全衛生責任者	49
2 小規模作業の安全衛生管理体制	50
1. 店社安全衛生管理者	50
3 教育及び援助	53
1. 安全管理者等に対する教育等	53
2. 国の援助	54

第3節 危険・健康障害の防止措置 / 55

1 事業者の講ずべき措置	56
1. 危険防止措置	56
2. 健康障害防止措置	57
3. 健康保持等の措置	57
4. 労働災害防止措置及び作業中止等の措置	58
5. 重大事故発生時の安全確保措置	58
6. 技術上の指針の公表	59
2 事業者の行うべき調査等（リスクアセスメント）	60
1. 事業者の行うべき調査等	60
3 元方事業者の講ずべき措置	62
1. 元方事業者の講ずべき措置	62
2. 建設業の元方事業者の講ずべき措置	62
3. 特定元方事業者の講ずべき措置	63
4. 製造業の元方事業者の講ずべき措置	65
4 注文者の講ずべき措置等	66
1. 注文者の講ずべき措置	66
2. 機械等貸与者等の講ずべき措置	68
3. 建築物貸与者の講ずべき措置	69
4. 重量表示	70

第3章 機械等及び危険・有害物 / 71

第1節 機械等に関する規制 / 73

1	特定機械等に関する規制	74
1.	特定機械等	74
2.	製造の許可	75
3.	都道府県労働局長等の検査	75
4.	労働基準監督署長の検査	78
5.	使用等の制限	80
6.	検査証の有効期間と性能検査	80
2	構造規格等の具備を要する機械等に関する規制	82
1.	構造規格等の具備を要する機械等の譲渡制限等	82
2.	動力駆動機械等の譲渡制限等	83
3.	個別検定	83
4.	型式検定	84
5.	回収等の命令	87
3	定期自主検査	88
1.	定期自主検査	88

第2節 危険・有害物に関する規制 / 91

1	危険・有害性が判明している物質に関する規制	92
1.	製造等の禁止	92
2.	製造の許可	93
3.	表示等	95
4.	文書の交付等	96
2	危険・有害性が不明である物質に関する規制	99
1.	新規化学物質の有害性の調査	99
2.	調査の省略	101
3.	有害性の調査の指示	102

第4章 就業管理 / 103

1	就業制限等	104
1.	就業制限	104
2.	免許	106
3.	技能講習	110

4. 中高年齢者等についての配慮	111
2 安全衛生教育	112
1. 種類等	112
2. 雇入れ時・作業内容変更時の教育	112
3. 特別教育	113
4. 職長教育	115
5. 教育の努力義務	117
第5章 健康の保持増進のための措置	119
第1節 作業環境測定	121
1 作業環境測定	122
1. 作業環境測定の実施	122
2. 作業環境測定の結果の評価等	124
第2節 健康診断等	127
1 健康診断の種類等	128
1. 健康診断の種類	128
2. 健康診断全般に関する通達等	128
2 一般健康診断	130
1. 雇入れ時の健康診断	130
2. 定期健康診断	131
3. 特定業務従事者の健康診断	133
4. 海外派遣労働者の健康診断	135
5. 給食従業員の健康診断	136
3 特殊健康診断	137
1. 特別の項目による健康診断	137
2. 歯科医師による健康診断	139
4 その他の健康診断	140
1. 臨時健康診断	140
2. 労働者指定医師による健康診断	140
3. 自発的健康診断	141
5 記録の保存及び事後措置等	143
1. 記録の作成・保存	143
2. 定期健康診断結果報告	144

3. 事後措置等	145
6 面接指導等	148
1. 面接指導	148
2. 労働者指定医師による面接指導	150
3. 記録の保存	150
4. 医師からの意見聴取	151
5. 事後措置	151
6. 面接指導対象外の労働者に対する措置	152
7 健康管理手帳及びその他の措置	154
1. 健康管理手帳	154
2. 病者の就業禁止	155
3. 作業時間の制限	156
4. その他の努力義務	156

第6章 安全衛生改善計画等、監督等及び雑則等 / 159

1 安全衛生改善計画等	160
1. 安全衛生改善計画の作成の指示等	160
2. 安全衛生診断	161
3. 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント	161
2 計画の届出等	164
1. 危険・有害機械等設置等の届出	164
2. 大規模建設業の仕事の届出	166
3. 一定建設業等の仕事の届出	167
4. 有資格者の参画	168
5. 計画の審査	169
6. 工事開始差止命令等	169
3 監督組織等	171
1. 労働基準監督署長及び労働基準監督官	171
2. 産業安全専門官及び労働衛生専門官	171
3. 労働衛生指導医	172
4. 厚生労働大臣等の権限	173
5. 労働者の申告	174
6. 使用停止命令	174
7. 講習の受講の指示	175

8. 報告等	176
--------	-----

4 雑則等	180
1. 雑則	180
2. 不服申立て	183
3. 罰則	183

資料編 / 188

発展1. 労働安全衛生法に基づく規制 (第1章 1 1 1.)	188
発展2. 分社化に伴い分割された事業場における安全管理者等の 兼務について (第2章第1節 1 2 4.)	188
発展3. 自社の労働者以外の者を衛生管理者等に選任することについて (第2章第1節 1 3 4.)	189
発展4. 健康保持等の措置 (第2章第3節 1 3)	190
発展5. リスクアセスメントの普及・定着のための規定 (第2章第3節 2 1 1.)	191
発展6. 特定機械等 (第3章第1節 1 1)	192
発展7. 労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) に関する 指針の目的 (第6章 2 1 1 6.  参考)	193

● 索引 / 194

● 条文索引 / 197

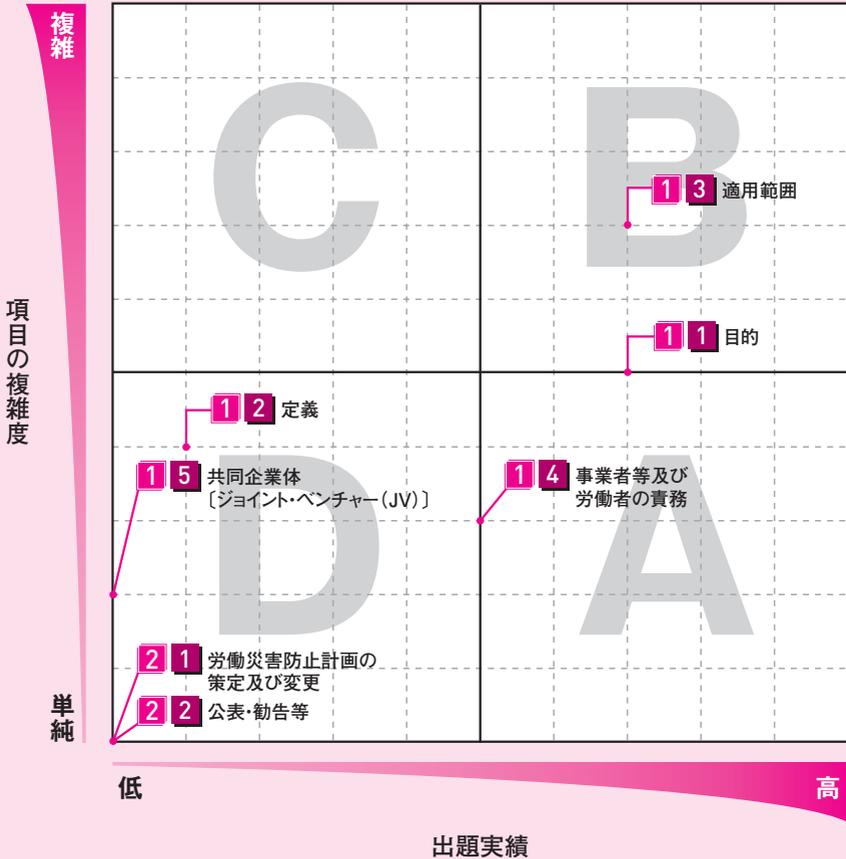
労働安全衛生法

凡 例

法	→労働安全衛生法
令	→労働安全衛生法施行令
法別表	→労働安全衛生法別表
令別表	→労働安全衛生法施行令別表
則	→労働安全衛生規則
則別表	→労働安全衛生規則別表
有機則	→有機溶剤中毒予防規則
粉じん則	→粉じん障害防止規則
特化則	→特定化学物質障害予防規則
高圧則	→高気圧作業安全衛生規則
基発	→厚生労働省労働基準局長名通達
厚劳告	→厚生労働省告示
劳告	→旧労働省（現厚生労働省）告示

第1章

総則



1

目的等

1 目的 (法1条)



労働安全衛生法は、**労働基準法**と相まって、**労働災害の防止**のための**危害防止基準**の確立、**責任体制の明確化**及び**自主的活動の促進**の措置を講ずる等その**防止**に関する**総合的計画的な対策**を推進することにより職場における**労働者の安全と健康を確保**するとともに、**快適な職場環境の形成**を促進することを目的とする。 H24-選DE

1. 沿革 **必修**

労働安全衛生法は、従来の労働基準法第5章（安全及び衛生）を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章（労働災害防止計画）および第4章（労働災害の防止に関する特別規制）を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立した（**昭和47年6月に成立し**、一部を除き**同年10月から施行**）。

（発展1.参照）

2. 労働基準法との関係 **必修**

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の**労働条件**の重要な一端を占めるものであり、第1条〔目的〕、第3条第1項〔事業者の責務〕、労働基準法第42条〔労働者の安全及び衛生に関する労働安全衛生法への委任〕等の規定により、労働安全衛生法と**労働条件**についての一般法である労働基準法とは**一体として**の関係に立つものであることが明らかにされている。

（昭和47.9.18発基91号）

2 定義 (法2条)



労働安全衛生法において、用語の意義は次のとおりとする。

- i 「労働災害」とは、労働者の就業に係る**建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん**等により、又は**作業行動その他業務**に起因し

て、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

ii 「労働者」とは、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

iii 「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

H26-8ア

iv 「化学物質」とは、元素及び化合物をいう。

v 「作業環境測定」とは、作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

1. 事業者 ← 必修

「事業者」とは、その事業における経営主体のことをいい、したがって、個人企業にあつてはその事業主個人、法人企業であれば法人そのものを指すことになる。これは、労働基準法上の義務主体である「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。なお、法人の代表者は事業者ではない。
(昭和47.9.18発基91号)

2. デザイン

「デザイン」とは、測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、当該作業場の諸条件に即した測定計画をたてることをいう。
(昭和50.8.1基発448号)

3. サンプリング

「サンプリング」とは、測定しようとする物の捕集等をいう。
(同上)

4. 分析（解析を含む。）

「分析（解析を含む。）」とは、サンプリングした試料に種々の理化学的操作を加えて、測定しようとする物を分離し、定量し、又は解析することをいう。なお、「解析」とは、騒音計、温度計などの物理的測定機器を用いて物象の状態を分析することをいう。（同上）

3 適用範囲（法115条、昭和47.9.18発基91号）



労働安全衛生法は、同居の親族のみを使用する事業または事務所を除き、原則として労働者を使用する全事業について適用されるが、次の i から iii に掲げる者については適用されない。

i 家事使用人

ii 船員法の適用を受ける船員

iii 国家公務員

なお、鉱山保安法第2条第2項および第4項の規定による鉱山の保安（衛生に関する通気および災害時の救護を含む。）については、第2章〔労働災害防止計画〕の規定を除き、労働安全衛生法の規定は適用されない。

1. 適用事業 必修

労働者を使用する全事業（原則）

2. 適用除外 必修

次の(1)から(5)については労働安全衛生法は適用されない（(5)については、第2章〔労働災害防止計画〕以外の部分が適用されない）。

- (1) 同居の親族のみを使用する事業または事務所
- (2) 家事使用人
- (3) 船員法の適用を受ける船員
- (4) 国家公務員
- (5) 鉱山保安法の規定による鉱山の保安

Point

鉱山保安法の適用を受ける鉱山における保安（安全確保）については、鉱山保安法の規定が適用され、労働安全衛生法の規定は、保安以外の事項（例えば通気を除く衛生に関する事項）について適用される。

3. 派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分 必修

派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分は、次表のとおりである。

項 目	派遣元	派遣先
総括安全衛生管理者	○	○
安全管理者		○
衛生管理者	○	○
産業医	○	○
作業主任者		○
安全衛生推進者	○	○
衛生推進者	○	○
安全委員会		○
衛生委員会	○	○
危険・健康障害の防止措置		○
危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）		○
製造業等の元方事業者の講ずべき措置		○
定期自主検査		○
化学物質の有害性の調査		○
就業制限		○
雇入れ時の安全衛生教育	○	
作業内容変更時の安全衛生教育	○	○
特別教育		○
職長教育		○
作業環境測定		○
一般健康診断・保健指導	○	
特殊健康診断		○
面接指導	○	
労働者死傷病報告	○	○

(労働者派遣法45条)

(1) 総括安全衛生管理者等の取扱い

労働者派遣法により、**派遣元及び派遣先**の事業者の両方に責任が課されている**総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び産業医**の選任並びに**衛生委員会**の設置に関しては、派遣元の事業場及び派遣先の事業場の両方で派遣労働者もその事業場の労働者とみなすこととなるため、選任規模の算定に当たっては、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の両方について、それぞれ派遣中の労働者を含めて、常時使用労働者数を算定しなければならない。**H19-9AB**

【例】衛生管理者の場合

派遣元の事業場においては、派遣中の労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、衛生管理者を選任する必要があるが、派遣先の事業場においても、

派遣労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、衛生管理者を選任する必要がある。

(2) 安全管理者等の取扱い

労働者派遣法により、**派遣先の事業者**に責任が課されている**安全管理者**及び**作業主任者**の選任並びに**安全委員会**の設置に関しては、派遣先に派遣されている労働者は、**派遣先の事業場の労働者とみなす**こととなるため、選任規模の算定に当たっては、派遣元の事業場については、派遣中の労働者を除いて、派遣先の事業場については、派遣労働者を含めて、それぞれ常時使用労働者数を算定することとなる。

H19-9AC

【例】安全管理者の場合

派遣元の事業場においては、派遣中の労働者を除いた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要がある。派遣先の事業場においては、派遣労働者を含めた常時使用労働者が50人以上である場合に、安全管理者を選任する必要がある。

(3) 安全衛生教育の取扱い **必修**

派遣労働者については、次表のような取扱いとされている*。

教育の種類	教育実施が義務付けられている事業者
雇入れ時の教育	派遣 元 の事業者 H19-9D H26-10E
作業内容変更時の教育	派遣元及び派遣先 の事業者 H17-8A H19-9E
特別教育及び職長教育	派遣 先 の事業者 H17-8A

※ 派遣労働者の場合、雇入れ時の教育は、労働者を雇い入れる事業者である派遣元の事業者が行わなければならない。作業内容変更時の教育についても、原則として、労働契約関係の当事者である派遣元の事業者が行うべきものであるが、派遣先の事業者に実施義務を課した方が適当な場合（使用する機器を変更するなど作業内容の変更が派遣先で行われる場合等）もあるため、派遣元、派遣先の事業者の双方に実施義務が課せられている。特別教育及び職長教育は、現場の設備状況等に合わせて行う必要があるため、派遣先の事業者が行わなければならない。

(4) 派遣労働者に対する健康診断の実施 **必修**

派遣労働者については、**一般健康診断**（保健指導・面接指導を含む。）は**派遣元**の事業者が、**特殊健康診断**は原則として**派遣先**の事業者が、それぞれ行わなければならない。

特殊健康診断の実施義務は、原則として「派遣先」の事業者に課せられているのであるが、ある派遣先で一定の有害業務に従事した後、派遣期間が満了し、現在は派遣元において、又は他の派遣先に派遣されて有害業務以外の業務に従事している者に対する労働安全衛生法第66条第2項後段の規定に基づく特殊健康診断（「特殊健康診断」のうち「有害業務従事後の健康診断」）は、「派遣元」の事業者を実施義務が課せられている。

なお、ある派遣先で一定の有害業務に従事した後引き続き同一派遣先において有害業務以外の業務に従事している者に対する労働安全衛生法第66条第2項後段の規定に基づく特殊健康診断の実施義務は、当該「派遣先」の事業者にある。

（派遣法45条1項、3項、5項、派遣則40条1項）

4 事業者等及び労働者の責務（法3条、法4条）

★★★

- I 事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための**最低基準**を守るだけでなく、**快適な職場環境の実現と労働条件の改善**を通じて**職場における労働者の安全と健康を確保**するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に**協力**するようにしなければならない。H18-選D
- II 機械、器具その他の設備を**設計**し、**製造**し、若しくは**輸入**する者、原材料を**製造**し、若しくは**輸入**する者又は**建設物を建設**し、若しくは**設計**する者は、これらの物の**設計、製造、輸入又は建設**に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に**資するよう努め**なければならない。H17-選DE H26-8オ
- III 建設工事の注文者等仕事を**他人に請け負わせる者**は、**施工方法、工期等**について、**安全で衛生的な作業の遂行**をそこなうおそれのある条件を附さないように**配慮**しなければならない。H26-8イ
- IV 労働者は、労働災害を防止するため**必要な事項を守る**ほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する**措置に協力**するように**努め**なければならない。

1. 趣旨

上記IからIIIは事業者の義務、機械等の設計（製造・輸入）者の努力義務、建設工事の注文者等の配慮義務につき、上記IVは労働者の協力の努力義務に関して一般原則を宣明したものである。

2. 建設物を建設する者

上記IIの「建設物を建設する者」とは、当該建設物の建設を発注した者を指す。

（昭和47.9.18基発602号）

3. 注文者

「注文者」とは、仕事を他の者（請負人）に請け負わせている事業者をいう。

5 共同企業体〔ジョイント・ベンチャー（JV）〕（法5条1項、4項、則1条2項、4項）



- I **2以上**の**建設業**に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を**共同連帯**して請け負った場合においては、そのうちの1人を**代表者**として定め、これを当該仕事の開始の日の**14日前**までに、当該仕事が行われる場所を管轄する**労働基準監督署長**を経由して、当該仕事が行われる場所を管轄する**都道府県労働局長**に届け出なければならない。
- II Iに規定する場合においては、当該事業を**選定された代表者のみの**事業と、当該**代表者のみ**を当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該**代表者のみ**が使用する労働者とそれぞれみなして、労働安全衛生法を適用する。

1. 代表者の指名

事業者から代表者の届出がない場合は、都道府県労働局長が代表者を指名する。

（法5条2項）

2. 代表者の変更

代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければ、その効力を生じず、代表者変更の届出があるまでの間は、変更前の代表者が事業者としての義務を負わなければならない。

（法5条3項）



（代表者の選定）

上記Iの規定による代表者の選定は、出資の割合その他工事施行に当たっての責任の程度を考慮して行なわなければならない。

（則1条1項）

2

労働災害防止計画

1 労働災害防止計画の策定及び変更（法6条、法7条）



- I **厚生労働大臣**は、**労働政策審議会**の意見をきいて、**労働災害**の防止のための**主要な対策**に関する事項その他**労働災害**の防止に関し**重要な事項**を定めた計画（**労働災害防止計画**）を**策定**しなければならない。
- II **厚生労働大臣**は、**労働災害の発生状況**、**労働災害**の防止に関する**対策の効果等**を考慮して必要があると認めるときは、**労働政策審議会**の意見をきいて、**労働災害防止計画**を**変更**しなければならない。

・労働災害防止計画

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である。



（鉱山における保安）

鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）については経済産業省の所掌とされているため、鉱山における保安に関しては経済産業大臣が労働災害防止計画を作成している。
（法114条1項）

2 公表・勧告等（法8条、法9条）



- I **厚生労働大臣**は、**労働災害防止計画**を策定したときは、**遅滞なく**、これを**公表**しなければならない。これを**変更**したときも、同様とする。
- II **厚生労働大臣**は、**労働災害防止計画**の**的確かつ円滑な実施**のため必要があると認めるときは、**事業者**、**事業者の団体**その他の**関係者**に対し、**労働災害**の防止に関する事項について**必要な勧告**又は**要請**をすることができる。



(関係者)

「関係者」には、国、地方公共団体、労働災害防止団体、労働組合等その労働者に係る労働災害を防止するために活動している者すべてが含まれる。

(公表の形式)

労働災害防止計画は、官報に掲載することによって公表されている。なお、公表の形式については、労働安全衛生法上特に規定はない。

安全衛生管理体制

第 1 節 全産業の安全衛生管理体制

第 2 節 建設業等における安全衛生管理体制等

第 3 節 危険・健康障害の防止措置

全産業の安全衛生管理体制

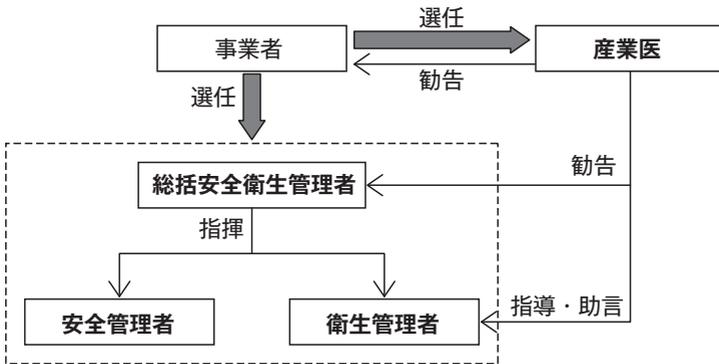


1

大規模事業場の 安全衛生管理体制

労働災害を防止するためには、事業場における安全衛生を確保するための管理体制を確立することが必要である。

労働安全衛生法においては、使用労働者数が常時50人以上の大規模事業場では、基本的には下図のような安全衛生管理体制が採られることになっている。



1 総括安全衛生管理者（法10条）



- I 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、**総括安全衛生管理者**を選任し、その者に**安全管理者**、**衛生管理者**又は**救護**に関する技術的事項を管理する者（以下「**救護技術管理者**」という。）の指揮をさせるとともに、**安全衛生**に関する業務を**統括管理**させなければならない。
- II **総括安全衛生管理者**は、当該事業場においてその事業の実施を**統括管理**する者をもって充てなければならない。H19-8C
- III **都道府県労働局長**は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、**総括安全衛生管理者**の業務の執行について**事業者**に**勧告**することができる。H19-8D H26-9ア

1. 総括安全衛生管理者を選任すべき事業場 **必修**

事業者は、安全衛生に関する業務を統括管理する者として、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

総括安全衛生管理者を選任すべき事業場の規模は、当該事業場の業種の区分に応じて次表のとおりとなる。 **H19-8A** **H20-8ACE** **H23-8A**

業 種	使用労働者数*
(屋外的産業) 林業、鉱業、建設業、運送業及び 清掃業 H24-9A	常時 100人 以上
(製造工業的産業等) 製造業 (物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 各種商品卸売業 、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、 自動車整備業 及び機械修理業	常時 300人 以上
その他の業種	常時 1,000人 以上

(令2条)



(使用労働者数)

「常時〇〇人以上の使用労働者」とは、常態として使用する労働者の数が当該数以上であるという意味であり、当該労働者には常用労働者だけでなくパートタイマー、日雇労働者等の臨時的労働者も含まれる。 (昭和47.9.18基発602号)

(鉱山に関する特例)

鉱山保安法の規定による鉱山で、常時100人以上の労働者を使用する場合は、総括安全衛生管理者の設置に代えて、総括衛生管理者を選任する(当該者は、衛生面のみを担当することになる)。これは、鉱山の保安に関しては、総括安全衛生管理者に相当する者として、保安統括者が置かれているためである。 (法114条2項)

2. 資格 **必修**

総括安全衛生管理者には、工場における工場長など名称の如何を問わず、当該事業場においてその事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者をもって充てなければならない。 **H24-9A** (昭和47.9.18基発602号)



総括安全衛生管理者となるためには、安全管理者、衛生管理者、産業医と異なり特段の資格や免許や研修修了や経験等は必要ない。 **H19-8B**

3. 業務

総括安全衛生管理者の業務は、以下のとおりである。 **H23-8A**

- (1) 安全管理者、衛生管理者又は救護技術管理者の指揮をすること。
 - (2) 次の業務を統括管理すること。
 - ① 労働者の**危険**又は**健康障害**を防止するための措置に関すること。
 - ② 労働者の**安全**又は**衛生**のための**教育の実施**に関すること。
 - ③ **健康診断の実施**その他**健康の保持増進**のための措置に関すること。
 - ④ **労働災害の原因の調査**及び**再発防止対策**に関すること。
 - ⑤ **労働災害を防止**するため必要な次の業務。
 - a **安全衛生に関する方針の表明**に関すること。
 - b 法第28条の2第1項の**危険性又は有害性等の調査**及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 **H19-8E**
 - c **安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善**に関すること。
- (法10条1項各号、則3条の2)

4. 専属の義務 **必修**

「専属」とは、その事業場のみに勤務することをいうが、安衛法上、総括安全衛生管理者が専属の者でなければならない旨の規定はない。

5. 専任の義務 **必修**

「専任」とは、通常の勤務時間をもっぱらその業務に費やすことをいうが、安衛法上、総括安全衛生管理者が専任の者でなければならない旨の規定はない。

6. 勧告 **必修**

都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について**事業者**に**勧告**することができる。

なお当該勧告は、当該事業場の労働災害発生率が他の同業種、同規模の事業場と比べて高く、それが総括安全衛生管理者の不適切な業務執行に基づくものであると考えられる場合等に行われる。
(昭和47.9.18基発602号)

7. 報告 **必修**

事業者は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任し、かつ、選任したときは、**遅滞なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出**しなければならない。
(則2条)

8. 代理者 **必修**

事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行なうことができないときは、**代理者を選任**しなければならない。
(則3条)



(代理者の選任)

総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故等によって職務を行なうことができないときは、事業者は代理者を選任しなければならないが、これらの事故等が生ずる以前に、あらかじめ、代理者を選任しておくことも差し支えない。

(昭和47.9.18基発601号の1)

2 安全管理者（法11条）



- I 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、安全管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務〔総括安全衛生管理者が統括管理する業務〕（救護技術管理者を選任した場合には、労働者の救護に関する措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。
- II 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

1. 安全管理者を選任すべき事業場 ◀必修

事業者は、総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうち安全に関する技術的事項を管理する者として安全管理者を選任しなければならない。

安全管理者を選任すべき事業場の規模は、次表のとおりとなる。

H20-8BD

H22-9A

H23-8B

H24-9B

業 種	使用労働者数
(屋外的産業) 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	常時50人以上
(製造工業的産業等) 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	

(令3条)



(特殊化学設備を設置する事業場)

特殊化学設備〔化学設備のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの（配管を除く。）〕を設置する事業場であって、所轄都道府県労働局長が指定するものにおいては、当該都道府県労働局長が指定する生産施設の単位について、操業中、常時、安全に係る技術的事項を管理するのに必要な数の安全管理者を選任しなければならない。

(則4条1項3号)

2. 資格

安全管理者は、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。 **H22-9A**

(1) 次のいずれかに該当する者で、総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの

① 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めた者〔独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。〕で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

② 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの **H24-9B**

(2) 労働安全コンサルタント

(3) その他厚生労働大臣が定める者

(則5条)



(産業安全の実務)

2.(1)①②の「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務を含めて差し支えない。

(昭和47.9.18基発601号の1)

(厚生労働大臣が定める者)

2.(3)の「厚生労働大臣が定める者」とは、例えば、次のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了したものである。

- ・学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者〔独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。〕で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ・学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ・7年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者 (平成25年厚労告1号)

3. 業務 **必修**

安全管理者の業務は、次のとおりである。

(1) 総括安全衛生管理者が統括管理する業務のうち、安全に係る技術的事項を管理すること。

(2) 作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講ずること。 **H23-8B** (則6条1項)



(安全に係る技術的事項)

3.(1)の「安全に係る技術的事項」とは、必ずしも安全に関する専門技術的事項に限る趣旨ではなく、総括安全衛生管理者が統括管理すべき法第10条第1項の業務のうち安全に関する具体的事項をいうものと解され、「安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録」も安全管理者の業務に含まれる。

(昭和47.9.18基発601号の1、602号)

(その危険を防止するため必要な措置)

3.(2)の「その危険を防止するため必要な措置」とは、その権限内において直ちに所要の是正措置を講ずるほか、事業者等に報告してその指示を受けることをいう。

(昭和47.9.18基発601号の1)

4. 専属の義務 必修

安全管理者は、その事業場に専属の者を選任しなければならない。ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に労働安全コンサルタントがいるときは、当該労働安全コンサルタントのうち1人については、事業場に専属の者でなくてもよい。(発展2.参照)

(則4条1項2号)

過去問

Q：事業者は、2人以上の安全管理者を選任する場合においては、そのうちの1人を除いては、その事業場に専属の者でない外部の労働安全コンサルタントを安全管理者として選任しても差し支えない。

A：則4条1項2号。2人以上の安全管理者を選任する場合に、事業場に専属の者でない外部の労働安全コンサルタントを安全管理者として選任することができるのは、労働安全コンサルタントのうち1人のみである。「そのうちの1人を除いては」とすると、専属の者でない外部の労働安全コンサルタントを安全管理者として複数選任できることになるので誤り。 【解答：× H15-10A】

5. 専任の義務

次表左欄の業種に応じて、常時右欄に掲げる数以上の労働者を使用する事業場においては、安全管理者のうち少なくとも1人を専任の安全管理者としなければならない。

索引

あ行

安全委員会	35
安全委員会の調査審議事項（付議事項）	36
安全衛生委員会	40
安全衛生改善計画等	160
安全衛生改善計画の作成の指示等	160
安全衛生教育	112
安全衛生診断	161
安全衛生推進者・衛生推進者	28
安全衛生責任者	49
安全管理者	17
安全管理者等に対する教育等	53
委員会の運営	41
医師からの意見聴取	151
医師等からの意見聴取及び健康診断実施後の措置	145
一定建設業等の仕事の届出	167
一般健康診断	130
衛生委員会	37
衛生委員会の調査審議事項（付議事項）	38
衛生管理者	21
衛生工学衛生管理者免許	23
疫学的調査等	182

か行

海外派遣労働者の健康診断	135
回収等の命令	87
ガス工作物等設置者の義務	181
型式検定	84
型式検定合格証の有効期間等	86
型式検定の実施	84
監督組織等	171
機械等貸与者等の講ずべき措置	68
危険・有害機械等設置等の届出	164
危険・有害性が判明している物に関する規制	92

危険・有害性が不明である物に関する規制	99
危険防止措置	56
技術上の指針の公表	59
基準違反でない場合の使用停止命令	175
基準違反の場合の使用停止命令	174
技能講習	110
給食従業員の健康診断	136
教育等及び援助	53
教育の努力義務	117
協議組織の設置及び運営	64
共同企業体〔ジョイント・ベンチャー(JV)〕	8
記録の作成・保存	143
記録の保存	150
記録の保存及び事後措置等	143
国の援助	54,181
計画の審査	169
計画の届出等	164
健康管理手帳	154
健康教育等	157
健康障害防止措置	57
健康診断全般に関する通達等	128
健康診断の結果の通知及び保健指導等	147
健康診断の種類	128
健康保持等の措置	57
検査証の有効期間と性能検査	80
建設業の元方事業者の講ずべき措置	62
建築物貸与者の講ずべき措置	69
工事開始差止命令等	169
講習の受講の指示	175
厚生労働大臣等の権限	173
構造規格等の具備を要する機械等に関する規制	82
構造規格等の具備を要する機械等の譲渡制限等	82
公表・勧告等	9
個別検定	83

さ行

作業環境測定	122
作業環境測定の結果の評価等	124
作業環境測定の実施	122
作業管理	156
作業時間の制限	156
作業主任者	31
作業主任者の職務の分担	32
雑則	180
産業安全専門官及び労働衛生専門官	171
産業医	24
サンプリング	3
歯科医師による健康診断	139
事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置	158
事業者等及び労働者の責務	7
事業者の行うべき調査等	60
事業者の講ずべき措置	56
事後措置	151
事後措置等	145
事故報告	178
自発的健康診断	141
就業制限	104
就業制限業務従事者に対する講習	176
重大事故発生時の安全確保措置	58
重量表示	70
種類等	112
小規模作業の安全衛生管理体制	50
小規模事業場又は危険有害作業における安全衛生管理体制	28
使用停止命令	174
使用等の制限	80
職長教育	115
新規化学物質の有害性の調査	99
製造業の元方事業者の講ずべき措置	65
製造禁止等違反に対する罰則	183
製造時等検査の対象機械等	76
製造等の禁止	92

製造の許可	75,93
専任の安全管理者	20
総括安全衛生管理者	14
その他の健康診断	140
その他の努力義務	156
その他の罰則	184

た行

第1種衛生管理者免許	22
第2種衛生管理者免許	22
大規模建設業の仕事の届出	166
大規模作業の安全衛生管理体制	44
大規模事業場の安全衛生管理体制	14
中高年齢等についての配慮	111
注文者の講ずべき措置	66
調査の省略	101
定義	2
定期健康診断	131
定期健康診断結果報告	144
定期自主検査	88
適用範囲	3
デザイン	3
店社安全衛生管理者	50
統括安全衛生責任者	45
動力駆動機械等の譲渡制限等	83
登録製造時等検査機関	76
特殊健康診断	137
特定機械等	74
特定業務従事者の健康診断	133
特定自主検査	89
特定元方事業者の講ずべき措置	63
特別教育	113
特別特定機械等	76
特別の項目による健康診断	137
都道府県労働局長の検査	75
届出の免除	165

は行

罰則	183
表示対象物質	95
表示等	95
病者の就業禁止	155
不服申立て	183
文書の交付等	96
報告等の命令	176
法令等の周知	180

ま行

免許	106
免許試験	106
免許証の交付	106
免許の欠格事由	107
免許の取消等	109
免許の有効期間	108
面接指導	148
面接指導実施の流れ	153
面接指導対象外の労働者に対する措置	152
目的	2
元方安全衛生管理者	47
元方事業者の講ずべき措置	62

や行

雇入れ時・作業内容変更時の教育	112
雇入れ時の健康診断	130
有害性の調査の指示	102
有害物ばく露作業報告	177
有資格者の参画	168

ろ行

リスクアセスメント	60
両罰規定	185
臨時健康診断	140
労働安全コンサルタント	18
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサル タント	161

労働衛生コンサルタント	22
労働衛生指導医	172
労働基準監督署長及び労働基準監督官	171
労働基準監督署長の検査	78
労働災害防止業務従事者に対する講習	175
労働災害防止計画	9
労働災害防止措置及び作業中止等の措置	58
労働者死傷病報告	178
労働者指定医師による健康診断	140
労働者指定医師による面接指導	150
労働者の申告	174

条文索引

法1条	2	法29条	62
法2条	2	法29条の2	62
法3条	7	法30条	46,63
法4条	7	法30条の2	65
法5条	8	法31条	66
法6条	9	法31条の2	66
法7条	9	法31条の3	67
法8条	9	法31条の4	66
法9条	9	法33条	68
法10条	14,16,46	法34条	69
法11条	17,48	法35条	70
法12条	21	法37条	74,75
法12条の2	28	法38条	75,77,78
法13条	24,27	法39条	75,77,78
法13条の2	24,54	法40条	80
法14条	31,32	法42条	82
法15条	45,46	法43条	83
法15条の2	47,48	法43条の2	87
法15条の3	50	法44条	83,84
法16条	49	法44条の2	84,86
法17条	35,36	法44条の3	86
法18条	37,39	法44条の4	86
法19条	40	法45条	88,90
法19条の2	53	法53条の2	76,78
法19条の3	54	法54条の3	88
法20条	56	法55条	92
法21条	56	法56条	93,94
法22条	57	法57条	95
法23条	57	法57条の3	99,101
法24条	58	法57条の4	102
法25条	58	法59条	112
法25条の2	58	法60条	115,116
法26条	56	法60条の2	117
法27条	56	法61条	104
法28条	59	法65条	122,156
法28条の2	60	法65条の2	124

法65条の3	156	法91条	156,171
法65条の4	156	法92条	171
法66条	137,139,140	法93条	171
法66条の2	141	法95条	172,173
法66条の3	142,143	法96条	173
法66条の4	142,145	法96条の2	172
法66条の5	142,145	法97条	174
法66条の6	147	法98条	174,175
法66条の7	142,147	法99条	175
法66条の8	148,150,151	法99条の2	175
法66条の9	152	法99条の3	176
法67条	154	法100条	176
法68条	155	法101条	97,180
法69条	157	法102条	181
法70条	157	法104条	129
法70条の2	158	法106条	181
法71条の2	158	法107条	181
法71条の3	158	法108条	181
法71条の4	158	法108条の2	182
法72条	106,107	法111条	183
法73条	108	法114条	9,15
法74条	109	法115条	3
法75条	106	法115条の2	184
法76条	110	法115条の3	184
法77条	31,104,106	法116条	183
法78条	160	法117条	184
法79条	160	法118条	184
法80条	161	法119条	184
法81条	161	法120条	147,185
法82条	162	法122条	185
法83条	162		
法84条	161,162	法別表第1	74
法85条	162,163	法別表第2	82
法86条	162	法別表第3	84
法88条	164,165,166,167,168,169,170	法別表第4	85
法89条	169	法別表第17	106
法89条の2	169	法別表第18	111
法90条	171		

令2条	15	則6条	18
令3条	17	則7条	21,22,23,24
令4条	21,23,24	則8条	21
令5条	25	則9条	22
令6条	31	則10条	22
令7条	45,46	則11条	22
令8条	36	則12条の2	28
令9条	38	則12条の3	28,29,30
令9条の2	58	則12条の4	30
令9条の3	67	則13条	25,26,27
令10条	68	則14条	25,26,27
令11条	69	則15条	26
令12条	74	則15条の2	25
令13条	82	則16条	32
令14条	84	則17条	32
令14条の2	85	則18条	33
令16条	92	則18条の3	48
令17条	94	則18条の4	47
令18条	96	則18条の6	51
令18条の2	97	則18条の7	51
令18条の4	101	則18条の8	52
令19条	116	則19条	49
令20条	105	則20条	47,48,49
令21条	123	則21条	36
令22条	138,139	則22条	38
令23条	154	則23条	41
令24条	167	則23条の2	42
令25条	181	則24条の2	166
令別表第3	94,138	則24条の7	58
令別表第9	97	則24条の11	60,61
則1条	8	則24条の13	191
則2条	16	則24条の14	191
則3条	16	則24条の15	192
則3条の2	16	則24条の16	192
則4条	17,19,20	則25条	83
則5条	18	則33条	95
		則34条	96
		則34条の2の3	97

則34条の2の5	97	則52条の7	151
則34条の3	100	則52条の8	152
則34条の5	101	則53条	154,155
則34条の8	101	則55条	155
則34条の9	101	則56条	155
則34条の10	101	則57条	155
則34条の11	102	則60条	155
則34条の13	101	則61条	155
則34条の14	100,101	則66条	110
則34条の17	100	則66条の2	107
則34条の21	102	則67条の2	110
則35条	113	則80条	111
則36条	114	則81条	110
則37条	114	則84条	160
則38条	114	則87条	165
則40条	115,116	則87条の2	165
則40条の3	115,117	則87条の4	165
則42条の3	123	則87条の5	166
則43条	130	則87条の6	166
則44条	131,132	則87条の7	166
則44条の2	133	則87条の8	166
則45条	133,134	則87条の10	165
則45条の2	135	則89条	164
則47条	136	則89条の2	167
則48条	139	則90条	167
則49条	140	則92条の2	168
則50条	141	則95条の2	173
則50条の2	141	則95条の6	177
則50条の3	141	則96条	178
則51条	143	則97条	178
則51条の2	146	則98条	177
則51条の4	147	則98条の2	98
則52条	144	則135条の2	89
則52条の2	148	則604条	190
則52条の3	148	則605条	190
則52条の4	149	則613条	190
則52条の5	150	則616条	190
則52条の6	150,151	則618条	190

則619条	190	特化則41条	138
則631条	190	高圧則15条	156
則632条	190	高圧則27条	156
則633条	190	高圧則47条	107
則634条の2	62	石綿則8条	67
則635条	64	石綿則9条	67
則637条	63	石綿則40条	138
則638条	64	石綿則43条	138
則638条の2	46,63	衛生管理者規程1条	22
則639条	64	機械検定則4条	84
則642条の2の2	64	機械検定則5条	84
則643条の2	65	機械検定則9条	86
則643条の3	65	機械検定則10条	86
則643条の4	65	機械検定則14条	86
則643条の5	65	クレーン則17条	80
則643条の6	65	クレーン則60条	81
則662条の3	67	クレーン則64条	80
則664条	47,48	コンサルタント則1条	162
則666条	68	コンサルタント則10条	162
則667条	69	コンサルタント則16条	161
則670条	69	ゴンドラ則11条	80
則別表第1	32	ボイラー則2条の2	75,76
則別表第3	105	ボイラー則3条	75
則別表第6	111	ボイラー則10条	164
則別表第7	164	ボイラー則26条	80
有機則19条の2	32	ボイラー則32条	89
有機則28条の2	124	ボイラー則64条	80
有機則28条の3	125,126	ボイラー則107条	108
有機則28条の4	126		
特化令48条	94		
特化則2条	138		
特化則36条の3	126		
特化則36条の4	126		
特化則39条	138		

電離則53条	123	昭和47.9.18基発601号.....	33
		昭和47.9.18基発601号の1	16,18,19,23,117
鉛則52条の3	126	昭和47.9.18基発602号.....	
鉛則52条の4	126	7,15,16,19,23,37,70,77,93,96,111,112,128,141,175,	
		193	
登録指定省令1条の8の2	76	昭和48.3.15基発145号.....	129
		昭和50.8.1基発448号.....	3
作業環境測定法3条	123	昭和52.8.16基収729号.....	80
		昭和53.2.10発基9号.....	182
作業環境測定令1条	123	昭和53.2.10基発77号.....	46,182
		昭和54.3.23基発132号.....	100,101,102
作業環境測定則1条	123	昭和55.11.25基発647号.....	48,168
		昭和63.9.16基発601号の1	40,53
労災法27条	142	昭和63.9.16基発602号.....	29,39
労災則18条の17.....	142	平成4.3.13基発115号.....	131
労災則18条の19.....	142	平成4.8.24基発480号.....	63
		平成8.9.13基発566号.....	146
労働者派遣法45条.....	5,6,179	平成18.2.24基発0224003号.....	147,149,150,151
労働者派遣則40条.....	6	平成18.3.17基発0317007号.....	193
		平成18.3.31基発0331004号.....	190
平成4年労告59号.....	158	平成18.3.31基発0331005号.....	189
平成12年労告120号.....	135	平成18.10.20基安化発1020001号	96
平成21年厚労告122号	30	平成19.10.1基発1001016号.....	129
平成22年厚労告25号	132	平成20.3.14基安労発0314001号	149
平成22年厚労告27号	135	平成24.5.17基発0517第2号	126
平成25年厚労告1号	18,29,48	平成25.3.26基発0326第5号	110
平成26年厚労告157号	76	平成25.12.27基発1227第1号	177
昭和63年公示1号	158	最小二平成12.3.24電通事件	157
平成18年公示3号	158		
平成20.1.31公示7号.....	146		
昭和27.9.20基発675号.....	20		
昭和33.2.13基発90号.....	130		
昭和41.1.22基発46号.....	41		
昭和47.11.15基発725号.....	185		
昭和47.9.16基発602号.....	80		
昭和47.9.18発基91号.....	2,3		

TAC社労士ナンバーワンシリーズ

2015年度版 ナンバーワン社労士 ハイレベルテキスト2 労働安全衛生法

発行日 2014年10月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05982P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。